

(お知らせ)

令和6年9月20日
防 衛 省

自衛官の定年年齢の引上げについて

自衛隊の活動を支える人的基盤を一層強化していくため、装備品の高度化や任務の国際化などに対応できる知識・技能・経験等を豊富に備えた人材の一層の有効活用が必要です。このため、令和4年12月に策定された国家防衛戦略等を踏まえ、精強性にも配慮しつつ、自衛官の定年年齢の引上げを2か年に分けて実施することとしております。

令和5年10月に1尉から1曹の階級にある自衛官の定年年齢を1年引き上げましたが、更に、今般自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)を改正し、令和6年10月に1佐から3佐、2曹及び3曹の階級にある自衛官の定年年齢を1年引き上げることとしました。

(以上)

(別紙)

	令和5年9月以前	令和5年10月 (現行)	令和6年10月
1佐	57歳	57歳	58歳
2佐	56歳	56歳	57歳
3佐	56歳	56歳	57歳
1尉	55歳	56歳	56歳
2尉	55歳	56歳	56歳
3尉	55歳	56歳	56歳
准尉	55歳	56歳	56歳
曹長	55歳	56歳	56歳
1曹	55歳	56歳	56歳
2曹	54歳	54歳	55歳
3曹	54歳	54歳	55歳